

取りまとめに向けた検討（１・裁判官業務関係等）

想定ユースケースのうち裁判官の業務に関するもの

【短期的展望に関する論点・第２の１（１）ア、２（１）ア、イ、（５）ア、ウ、エ関係】

１ 想定ユースケースの抽出

最高裁判所が開催した研究会「民事訴訟におけるＡＩ利活用可能性の検討」を踏まえた検証結果（参考資料１及び２。以下「最高裁検証結果」という。）では、①主張整理表や、時系列表等のたたき台の作成、②大量の書面の要約等、③引継ぎ時などにおける全体像の把握、④文字起こしや要約の場面などで、生成ＡＩを利活用し得る旨が報告された。

これらのユースケースについては、これまでの会議でも、現在の民事訴訟実務を前提として（生成）ＡＩを利活用することで争点整理の実効性を高めることが期待できるなど一定の効果が見込まれるとしておおむね異論がなかったものであり、短期的には、こうしたユースケースでの利活用を念頭に置いた上で、適正な利活用を図る上での課題やその対応策の検討を進めるのが適当であると考えられるが、どうか。

（参考）「短期的展望に関する論点」の関係部分

第１の３（抜粋）

「当事者は相手の対応に応じて流動的に主張立証の攻防を繰り返すことになることから、裁判所と当事者との間で主要な争点や何が重要な証拠であるかについて認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べた上で審理を終え、判決書に基づいて判決が言い渡されることになる。」

第２の１（抜粋）

「前記第１の３のとおり、裁判所と当事者との間で主要な争点や何が重要な証拠であるかについて認識を共有することにより、攻撃防御を当該争点に集中させ、必要な人証を集中して調べることで、充実した審理を迅速に行うことができ、そのためにも争点整理は重要である。もっとも、近時、民事第一審訴訟事件については、争点整理期間が長期化し、それに伴って全体の審理期間が長期化する傾向にあることから、上記のような認識共有の作業が必ずしも円滑に行われていないことがうかがわれる。こうした状況を踏まえて、実務上、当事者・裁判所間の認識共有を図るための様々な実践的な取組が行われてきたところであり、こうした取組自体に生成ＡＩを利活用して作業の効率化を図ることで、より充実した争点整理の実現が期待できるように思われる。」

2 想定ユースケースにおけるA I利活用に伴うリスク・課題

最高裁検証結果では、課題として、①抜け漏れの発生、②出力の揺れ（再現性の低さ）、③期日ごとに情報が更新されていくことへの対応の弱さ、④法的理解の不十分さなどが指摘され、リスクとして、①誤導・バイアスの危険、②過信のリスク（検証姿勢の弛緩）、③倫理面のリスク、④運用上の課題（スキル格差・能力維持）などが指摘された。

これらのリスク・課題は、これまでの会議において指摘されたところとおおむね異なるところはないが、最高裁検証結果も踏まえ、想定ユースケースにおいて他に考慮すべき重要なリスク・課題等があるか、更に検討を深めるべき点はあるか。また、これらのリスク・課題は、後記3の対応策等によりコントロールが可能であると理解できるということによいか。

（参考）想定ユースケースにおいて問題となりうる生成A Iの利活用による一般的なリスク

○ 説明責任の担保（ブラックボックス・一貫性のない出力）

生成A Iは、複雑かつ公開されていないアルゴリズムゆえに、その出力過程が不透明であり、出力に至った理由を説明できないことが多い。また、生成A Iの出力にばらつきがあることで、同一の入力に対して異なる回答を生成する可能性がある。

○ 公平性・バイアス

生成A Iは、学習データに含まれる社会的・歴史的なバイアスを反映し、特定の属性（性別・経済状況など）に対して差別的な出力を行う可能性があり、人間の道徳や倫理、これらに対する社会的認識や経時的変化を十分に把握できず、そのような観点による考慮が不足する可能性があるとする。

○ ハルシネーション

生成A Iは、事実と異なる情報を出力することがある。

3 A I利活用に伴うリスク・課題への対応策等及びA Iガバナンス

(1) 考えられる対応策等

最高裁検証結果では、対応策等として、出力結果について裁判官が確認・検証をすること（ヒューマン・イン・ザ・ループ）が不可欠であること、必要に応じて生成A Iによる出力結果と当事者の主張・立証との間に齟齬がないかを確認するなど当事者との認識共有も重要となること、法的枠組みの整理は裁判官が行い、生成A Iはそれを前提とした補助という棲み分けが重要であることといった指摘がされた。

これらの対応策等は、①出力結果について裁判官が確認・検証をすること（ヒューマン・イン・ザ・ループ）が不可欠であることや、法的枠組みの整理は裁判官が行い、生成A Iはそれを前提とした補助という棲み分けが重要であることと

いった裁判官が生成A I を利活用する手順・方法等に関するものと②必要に応じて当事者との認識共有が重要となることといった裁判官が生成A I を利活用する際の透明性の確保に関するものに大別されるように考えられるが、更に検討を深めるべき点やこれらに加えて検討すべきものはあるか。

(2) 裁判官が生成A I を利活用する際の透明性の確保

これまでの会議では、裁判官が民事訴訟を審理運営する場面において生成A I を利活用する際には一定の透明性の確保が求められることに異論はなく、そのための方策として、例えば、裁判所において利用される生成A I システムやA I モデルについて一定の説明を行うこと（別途議論予定）のほか、後記(3)のとおり、裁判官が生成A I を利活用する手順・方法等について一定のルールを設けることとした場合には、これを可能な範囲で公開することが考えられる。

これまでの会議では、以上のような一般的な方策に加えて、後記のとおり、個々の事件の審理運営における透明性確保の在り方についても様々な意見が出された。これらの意見には、裁判官による生成A I の利用に際して当事者に一定の関与を求めるものがあったが、そのような意見の背景には、生成A I の出力結果が裁判官の審理運営にどのように影響しているのかが明らかでなく、当事者の知らないところで、争点整理に関する裁判所・当事者間の認識相違が生じてしまい、当事者への不意打ちが生じるおそれがあることなどへの懸念があるように思われる。もっとも、そのような懸念があるとしても、それが裁判官による生成A I の利用に由来するものなのかどうかは必ずしも明らかではないところであり、透明性を確保するための方策として、前記の一般的な方策に加えて、個々の事件の審理運営において、当事者に関与の機会を設けることなどの方策も講じることとすべきかどうかについては、争点整理の場面における生成A I の利活用を想定ユースケースとして抽出した目的（前記1）や民事訴訟実務の実情（注）を踏まえつつ、具体的な利用場面（とりわけ、主張整理表や時系列表等のたたき台の作成、大量の書面の要約等、引継ぎ時などにおける全体像の把握）ごとに、裁判官による生成A I の利用によりどのようなことが懸念されるのかを明らかにしつつ、生成A I の利活用による影響力の有無・程度、当事者に関与の機会を設けることによる透明性向上への寄与の有無・程度、これによる手続的負担の有無・程度等の観点から更に議論を深める必要があるように思われる。

もちろん裁判所及び弁護士・司法書士等の法律実務家が連携して適切な裁判実務上のプラクティスの形成に委ねられるべき点も多いと考えられるものの、想定ユースケースにおいて透明性を確保するための具体的方策について、どのように考えるか。

記

- ・ 主張・証拠の整理の補助に生成A I を利活用する場合であっても、当事者の同意を必要とすべきである。

- ・ 生成A Iによる要約の内容について当事者が異議を述べることができるようにすべきである。
- ・ 裁判所・当事者間の認識共有の場面で生成A Iを利用できるとしても、裁判官が検討している前提であれば生成A Iの出力を確認すれば足りるといえるのではないか。
- ・ 生成A Iの出力の正確性や公正性を確保する観点から、生成A Iの出力を前提とした争点整理の結果について当事者に確認するよう配慮してほしい。
- ・ A I生成物について当事者に確認の機会を与えることが必要である。
- ・ 現在の争点整理のプラクティスでは、様々なタスクを渾然一体と処理しながら、一定の暫定性を許容することで整理を進めている実情があることから、具体的なマニュアルやガイドラインのようなルールに従いながら進めることとすれば、手続が硬直化し、かえって裁判の迅速化を阻害することになりはしないか。
- ・ 最終的に裁判官が確認する前提であれば、A Iによる書面の内容要約については問題ないとするが、期日直前に提出された大量の書面をA Iにより要約する場面のように裁判官が一度も目を通していない段階でA I出力を確認する場合、オートメーションバイアスやアンカリング効果の懸念があり、要約内容について当事者が異議を述べることができるようにすることなどの措置が必要ではないか。
- ・ 裁判所・当事者間の認識共有の対象は要証事実であり、裁判官の手持ち資料であるとしても、A Iの利用についてできるだけ開示して透明性を確保し、争点整理の結果について認識共有してほしい。
- ・ A Iによる要約内容を全て開示することになれば、その要約の適否等をめぐってかえって紛争が長期化することになるのではないか。

以上

(注) 例えば、以下のような点を挙げることができる。

- ・ 裁判所において主張整理表や時系列表を作成した上で当事者に確認を求め、必要に応じて調書に添付して記録化するということは実務上しばしば行われてきた。
- ・ 大量の主張書面と証拠が五月雨式に提出されることも生じ得ることから、裁判官は、事案の分析検討や審理運営方針の策定に当たり、手作業でこれらの情報を整理して手控え等を作成することがあるが、当事者に対して、手控え等の内容、さらには文献や判例調査の結果等を明らかにすることまではしていなかった。
- ・ 期日直前に大量の書面が提出されることがある。

(3) 裁判官が生成A Iを利活用する手順・方法等について

ア 裁判所においては、現在、生成A Iの利活用に関して、情報セキュリティ上

の観点から訴訟記録等の要機密情報等を生成ＡＩシステムに入力することを通達等で禁止しているほか、生成ＡＩ利活用上の一般的なリスクやこれを踏まえて遵守・留意すべき事項等について周知をしている。

これまでの会議では、今後、想定ユースケースにおいて裁判官が生成ＡＩを利活用するに当たっては、ＡＩリテラシーの向上を図っていく必要があることについては異論がなかったところであるが、そのための方策として、必要に応じて情報セキュリティ面における規律を見直すとともに、一般的なリスクに加えて、前記２のとおりリスクや課題、更には前記(１)及び(２)で挙げられた対応策等について、研修等を通じて更に周知等を進めることが考えられるが、どうか。

イ 以上に加えて、これまでの会議では、生成ＡＩを利用する裁判官が不用意にその出力結果の影響を受けてしまうことを避けるなどの観点から、裁判官が生成ＡＩを利用することのできる場面を限定して、それ以外の場面での利用を禁ずる旨の規律を設けるべきではないかとの意見や、裁判官が生成ＡＩを利用することを許容するのであれば、利用の場面、方法等について全国一律の一定程度の水準が確保されるべきであり、ガイドラインを作成するということも必要ではないかとの意見も出された。

確かに、想定ユースケースにおける裁判官による生成ＡＩの利活用は、裁判の中核に関わる部分との関連性を否定できないところであり、事件の審理運営に際して生成ＡＩを利用するかどうか、利用するとしてどのような場面や方法で利用するのかといった点について、何らの指針もなく当該事件の担当裁判官の判断に全て委ねてしまうことの適否については議論の余地があるように思われる。また、裁判官の利用に係る生成ＡＩシステムは全国的に整備・運用されるという観点や前記(２)のとおり裁判官が生成ＡＩを利用する際には一定の透明性の確保が要請されるという観点からすると、裁判官による生成ＡＩの利活用の在り方については、何らかの統一的なルールを設けることが必要であるとも考えられる。他方で、裁判官による生成ＡＩの利活用は、当該裁判官が担当する事件の審理運営や個々の職権行使と密接不可分な関係にあることから、その利活用の在り方について一定のルールを設けるとしても、その正当化根拠や形式については、なお慎重な検討が必要であるとも考えられる。

以上を踏まえ、裁判官による生成ＡＩの利活用の在り方についてルールを設けることについて、どのように考えるか。

更なるＡＩの利活用の検討に向けた検討課題

【短期的展望に関する論点・第２の３(２)関係】

裁判所業務又は弁護士・司法書士業務においてＡＩの利活用が進むこととなれば、それぞれの業務の在り方だけでなく、他方の業務の在り方に影響を与え、現在の民事

訴訟実務が大きく変容していくことも想定されるが、更なるＡＩの利活用の在り方について検討を進める上で、この点についてどのように考え、また、どのような課題があるか。